厚生労働省

| | |
|---|---|
| 社会保障審議会<br>介護保険部会（第135回） | 資料２－１ |
| 令和８年６月29日 | |

参考資料１
令和８年度 第１回
新潟市社会福祉審議会
高齢者福祉専門分科会
令和８年８月31日開催

# 基本指針の構成について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

○　2040年にかけて地域のサービス需要が変化していく中で、**第10期介護保険事業（支援）計画から、都道府県が積極的に関与しながら、2040年等の中長期の介護サービス見込量を見据えて策定していくことが更に重要**となる。

○　その際、**「中山間・人口減少地域対応」「医療・介護連携」「高齢者向け住まい」「人材確保、生産性向上・経営改善支援」**等について、第９期までの取組を前提に、**第10期計画における位置付けを明確化した上で、必要な取組を進めることが必要。**

## 見直しのポイント（案）

### ○介護サービス基盤の計画的な整備

①　介護保険事業（支援）計画の策定

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

②　地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）について議論。
- 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

### ○地域包括ケアシステムの深化

①　総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。

②　頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。

③　認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

### ○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

①　都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築するとともに、生産性向上等の取組の促進を図るための協議会を設置し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。

②　テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

# 第10期計画において記載を充実する事項（案）

○　第10期の基本指針においては、介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえ、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

○　**介護サービス基盤の計画的な整備**

**①介護保険事業（支援）計画の策定**

- 2040年度を見据えた中長期的な推計の実施。都道府県と市町村が共通の課題認識を持った上で、地域における2040年に向けたサービス提供の在り方について、広域的に議論する体制の構築
- 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画策定過程における議論のプロセスや都道府県・市町村の医療・介護担当者等の関係者で議論すべき内容の明確化
- 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況等の提示
- 介護保険事業（支援）計画におけるロジックモデルの活用やPDCAサイクルに沿った計画策定の推進

**②地域の実情に応じたサービス提供体制の構築**

- 「時間軸」及び「地域軸」の両視点から、地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定の重要性
- 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保のために必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、新たな類型を含む特例介護サービスの活用等）の推進
- 介護サービスの基盤整備にあたり、医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居定員総数や要介護者等の状況の勘案
- 中山間・人口減少地域等において真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等

○　**地域包括ケアシステムの深化**

- 改正住宅セーフティネット法を踏まえた、住宅部局と福祉部局の連携の重要性
- 総合事業の多様なサービス・活動の充実に加え、総合事業に該当しない多様な活動や事業を含めた取組の重要性
- 介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営
- 頼れる身寄りがいない高齢者等への地域包括支援センター等による相談対応の明確化、切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進
- 認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進
- 高齢者向け住まいにおける虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進
- 災害や感染症に対する備えとして、地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの地域における関係構築や訓練の実施等の重要性

○　**介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等**

- 介護人材確保、生産性向上、経営改善支援策等に関する取組の充実（多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備、介護テクノロジーの導入促進、協働化等の推進等）

# 基本指針の全体構成について（基本的考え方）

社会保障審議会介護保険部会（第134回）
令和８年３月９日
資料１－１

## 見直し後の構成の考え方

- 前文
- 第一　サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項
  - 基本理念・地域包括ケアの推進、共通して取り組むべき事項に関すること
  - 計画作成の基本的考え方、作成手順、計画の進捗管理に関すること
- 第二　市町村介護保険事業計画の作成に関する事項
  - 計画作成等に係る手続に関すること
  - 基本的記載事項（必須記載事項）に関すること
  - 任意記載事項に関すること ※趣旨は第一に記載し、専ら市町村が行うことを記載
- 第三　都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
  - 計画作成等に係る手続に関すること
  - 基本的記載事項（必須記載事項）に関すること
  - 任意記載事項に関すること ※趣旨は第一に記載し、専ら都道府県が行うことを記載
- 第四　指針の見直し
- 別表１　地域分析指標
- 別表２　参酌標準

左記の考え方に沿って構成を整理

## 現行の構成

- 前文
- 第一　サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項
  - 一　地域包括ケアシステムの基本的理念
  - 二　中長期的な目標
  - 三　医療計画との整合性の確保
  - 四　地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
  - 五　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等
  - 六　介護に取り組む家族等への支援の充実
  - 七　認知症施策の推進
  - 八　高齢者虐待防止対策の推進
  - 九　介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進
  - 十　介護サービス情報の公表
  - 十一　介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等
  - 十二　効果的・効率的な介護給付の推進
  - 十三　都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携
  - 十四　介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAｻｲｸﾙの推進
  - 十五　保険者機能強化推進交付金等の活用
  - 十六　災害・感染症対策に係る体制整備
- 第二　市町村介護保険事業計画の作成に関する事項
  - 一　市町村介護保険事業計画の作成に関する事項
  - 二　市町村介護保険事業計画の基本的記載事項
  - 三　市町村介護保険事業計画の任意記載事項
- 第三　都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
  - 一　都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
  - 二　都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項
  - 三　都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項
- 第四　指針の見直し
- 別表　参酌標準

# 基本指針の構成について①（第一 基本的事項）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| 一　2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現 | 一　地域包括ケアシステムの基本的理念と地域共生社会の実現 |
| 1　自立支援、介護予防・重度化防止の推進 | 1　自立支援、介護予防・重度化防止の推進 |
| 2　地域の実情に応じた介護給付等対象サービスの充実・強化 | 2　介護給付等対象サービスの充実・強化 |
| 3　在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 | 3　在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 |
| 4　日常生活を支援する体制の整備 | 4　日常生活を支援する体制の整備 |
| 5　地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進 | 5　高齢者の住まいの安定的な確保 |
| 6　介護に取り組む家族等への支援の充実 | 二　中長期的な目標 |
| 7　認知症施策の推進 | 三　医療計画との整合性の確保 |
| 8　高齢者の住まいの安定的な確保 | 四　地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進 |
| 9　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等 | 五　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 |
| 10　その他介護保険事業の円滑な実施を確保するために必要な事項 | 六　介護に取り組む家族等への支援の充実 |
| （一）高齢者虐待防止対策の推進 | 七　認知症施策の推進 |
| （二）介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 | 八　高齢者虐待防止対策の推進 |
| （三）介護サービス情報の公表 | 九　介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 |
| （四）介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 | 十　介護サービス情報の公表 |
| （五）災害・感染症対策に係る体制整備 | 十一　介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 |
| 二　介護保険事業（支援）計画の作成に関する事項 | 十二　効果的・効率的な介護給付の推進 |
| 1　都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携 | 十三　都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携 |
| 2　地域医療構想等との整合性の確保 | 十四　介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進 |
| 3　効果的・効率的な介護給付の推進 | 十五　保険者機能強化推進交付金等の活用 |
| 4　介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進 | 十六　災害・感染症対策に係る体制整備 |
| 5　保険者機能強化推進交付金等の活用 | |

統合

※第134回社会保障審議会介護保険部会（前回）資料からの変更箇所は青字

# 基本指針の構成について②（第二 市町村介護保険事業計画）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| 一　市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 | 一　市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項 |
| 1　基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 | 1　基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 |
| 2　要介護者等地域の実態の把握等 | 2　要介護者等地域の実態の把握等 |
| 3　市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 | 3　市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 |
| 4　都道府県との連携 | |
| 5　第10期の目標 | 4　中長期的な推計及び第９期の目標 |
| 6　目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 | 5　目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 |
| | 6　日常生活圏域の設定 |
| 7　他の計画との関係 | 7　他の計画との関係 |
| 8　その他 | 8　その他 |
| 二　市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 | 二　市町村介護保険事業計画の基本的記載事項 |
| 1　日常生活圏域 | 1　日常生活圏域 |
| 2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計 | 2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み |
| 3　各年度における地域支援事業の量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計 | 3　各年度における地域支援事業の量の見込み |
| 4　2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項 | |
| 5　被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定 | 4　被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定 |
| 三　市町村介護保険事業計画の任意記載事項 | 三　市町村介護保険事業計画の任意記載事項 |
| 1　地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項 | 1　地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項 |
| 2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 | 2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 |
| 3　各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 | 3　各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 |
| 4　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等 | 4　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等 |
| 5　介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 | 5　介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 |
| 6　認知症施策の推進 | 6　認知症施策の推進 |
| 7　特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の入居状況 | 7　特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 |
| 8　地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 | 8　地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 |
| 9　市町村独自事業に関する事項 | 9　市町村独自事業に関する事項 |
| 10　災害に対する備えの検討 | 10　災害に対する備えの検討 |
| 11　感染症に対する備えの検討 | 11　感染症に対する備えの検討 |

独立

統合

※第134回社会保障審議会介護保険部会（前回）資料からの変更箇所は青字

# 基本指針の構成について③（第三 都道府県介護保険事業支援計画）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| 一　都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項<br>1　基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等<br>2　要介護者等の実態の把握等<br>3　都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備<br>4　市町村への支援等<br>5　第10期の目標<br>6　目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表<br>7　市町村介護保険事業計画及び他の計画との関係<br>8　その他 | 一　都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項<br>1　基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等<br>2　要介護者等の実態の把握等<br>3　都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備<br>4　市町村への支援<br>5　中長期的な推計及び第９期の目標<br>6　目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表<br>7　老人福祉圏域の設定<br>8　他の計画との関係<br>9　その他 |
| 二　都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項<br>1　老人福祉圏域<br>2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計<br>3　2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項<br>4　市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定<br>5　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等及び目標設定 | 二　都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項<br>1　老人福祉圏域<br>2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み<br>3　市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定<br>4　老人福祉圏域を単位とする広域的調整<br>5　市町村介護保険事業計画との整合性の確保 |
| 三　都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項<br>1　地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項<br>2　介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項<br>3　介護給付等対象ｻｰﾋﾞｽ及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項<br>4　認知症施策の推進<br>5　特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の入居状況<br>6　介護サービス情報の公表に関する事項<br>7　介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等<br>8　災害に対する備えの検討<br>9　感染症に対する備えの検討 | 三　都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項<br>1　地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項<br>2　介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項<br>3　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等<br>4　介護給付等対象ｻｰﾋﾞｽ及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項<br>5　認知症施策の推進<br>6　特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数<br>7　介護サービス情報の公表に関する事項<br>8　介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等<br>9　災害に対する備えの検討<br>10　感染症に対する備えの検討 |

※第134回社会保障審議会介護保険部会（前回）資料からの変更箇所は青字

# 基本指針の記載事項について（第一 基本的事項①）

構成等の見直し案（第134回部会から追加した主な内容は赤字で記載）
※「見直しの方針案」のページ番号は資料２－２「基本指針（案）について（新旧案）」のページに対応。

（見直し後の構成に基づき整理）

| 項目（前文、第一 基本的事項） | 見直しの方針案 |
|---|---|
| 前文 | ・過年度の経緯に関する記載は削除。(P2)<br>・2040年に向けて人口減少やサービス需要の変化に地域差が生じることなど、第10期計画の策定に向けた背景や現状について記載。(P2)<br>・人材確保、生産性向上による職場環境改善、経営改善に向けた支援について、都道府県や市町村、地域の関係者が対策を議論し、講じていくことについて記載。(P3)<br>・介護現場における生産性向上の基本的な考え方について記載。(P3) |
| **一　2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現** | ・国が介護人材確保や生産性向上、経営改善支援、科学的介護の推進を推進していく役割があることについて記載。(P3)<br>・2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現に関する方向性について記載。(P3) |
| 1　自立支援、介護予防・重度化防止の推進 | ・介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営の重要性について記載。(P6) |
| 2　地域の実情に応じた介護給付等対象サービスの充実・強化 | ・地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）の考え方や、地域の類型を踏まえたサービス提供体制・支援体制の構築について記載。(P6) |
| 3　在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備 | ・入院のみならず、外来・在宅、介護との連携等も対象となった新たな地域医療構想等との接続の観点から、地域における様々な場面や主体間での医療・介護連携の重要性について記載。(P8) |
| 4　日常生活を支援する体制の整備 | ・第10期期間中においても引き続き総合事業の充実に向けて取組を進めることの重要性について記載。(P9)<br>・総合事業にかかる継続利用要介護者が利用可能なサービスについて記載。(P9) |
| 5　地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進 | ・地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の連携や役割分担等について記載。(P9)<br>・頼れる身寄りがいない高齢者等への支援について、地域ケア会議等を活用しながら地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進することの重要性について記載。(P10) |
| 6　介護に取り組む家族等への支援の充実 | ・家族介護者への相談支援について、家族介護者支援に係る実態・ニーズを踏まえ、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者とその家族への支援や、家族介護者の働き方の希望等に配慮した支援の重要性について記載。(P10) |
| 7　認知症施策の推進 | ・認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画の策定に伴う記載内容の見直し。(P11) |
| 8　高齢者の住まいの安定的な確保 | ・有料老人ホームに係るサービスの質や事業運営の透明性の確保について記載。(P14)<br>・改正住宅セーフティネット法を踏まえた住宅部局と福祉部局との連携の重要性について記載。(P14) |

# 基本指針の記載事項について（第一 基本的事項②）

（見直し後の構成に基づき整理）

| 項目（前文、第一 基本的事項） | 見直しの方針案 |
|---|---|
| 9　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等 | ・介護人材確保、生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等について、プラットフォームや協議会の構築・活用を中心に取組の全体像について記載。(P15) |
| 10　その他介護保険事業の円滑な実施を確保するために必要な事項 | |
| （一）高齢者虐待防止対策の推進 | ・高齢者向け住まい等における虐待防止や、養護者に該当しない同居者等からの虐待防止の推進について記載。(P17) |
| （二）介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 | ・国・都道府県・市町村に求められる役割を整理し、介護現場に対する指導や支援等を行うことの重要性について記載。(P18) |
| （三）介護サービス情報の公表 | ― |
| （四）介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 | ・国が整備している介護サービス事業者経営情報に関するデータベースについて記載。(P19) |
| （五）災害・感染症対策に係る体制整備 | ・災害発生時に様々な応急対策活動の拠点として機能することが見込まれる介護施設等について、平時から状況把握に努めるとともに、緊密に連携することの重要性について記載。(P19)<br>・介護施設等における防災・減災対策を推進するための計画的かつ着実な施設及び設備等の必要な整備を支援することについて記載。(P19)<br>・市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすことについて記載。(P20) |
| 二　介護保険事業（支援）計画の作成に関する事項 | |
| 1　都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携 | ・2040年に向けた中長期的な推計にあたり、共通の課題認識をもって議論を行うことや市町村を越えた広域的な議論をする体制の構築などの取組を進めることについて記載。(P21) |
| 2　地域医療構想等との整合性の確保 | ・医療・介護連携を推進するため、総合確保方針に基づく医療と介護の協議の場について、介護保険事業（支援）計画の検討の初期段階で開催する等の必要な取組を行うことの重要性について記載。(P23)<br>・本指針が今後策定される医療情報化推進方針に則して定めるとされていることを踏まえた対応について記載。(P23) |
| 3　効果的・効率的な介護給付の推進 | ・介護給付の地域差について、サービス種類別、要介護度別、サービスの提供場所等の観点から総合的に分析し、その要因を明らかにするよう努めることについて記載。(P30) |
| 4　介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進 | ・PDCAサイクルに沿った計画策定の基本的な考え方やロジックモデルの活用について記載。(P31) |
| 5　保険者機能強化推進交付金等の活用 | ・自治体による介護予防の取組の充実や、中山間・人口減少対応等の新たな役割が発揮できるよう保険者機能の更なる強化につなげていくこと、地域の実情に応じて高齢者の自立支援・重度化防止に向けた成果目標等を設定した取組を推進していくことの重要性について記載。（P32） |

# 基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画①）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

| 項目①（第二 市町村計画） | 項目②（第三 都道府県計画） | 見直しの方針案 |
|---|---|---|
| **一　市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項** | **一　都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項** | |
| 1　基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 | 1　基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 | ◎計画策定にあたっては、「時間軸」、「地域軸」の両視点を念頭に置き、地域住民等の関係者を交えて議論することについて記載。(P33、80)<br>◎計画策定の前提となる地域の現状等を把握・分析する際に、別表１に掲げる指標を参考とすることについて記載。(P34、80) |
| 2　要介護者等地域の実態の把握等 | 2　要介護者等の実態の把握等 | ◎都道府県と市町村が共有の課題認識を持ってサービス提供のあり方を議論することについて記載。(P34、81)<br>◎地域密着型サービスの整備促進について記載。(P35、81)<br>○分析対象として介護サービスの提供状況の地域差を示す指標を追加。(P35)<br>○計画策定の前提となる地域の現状等を把握・分析する際に、別表１に掲げる指標を参考とすることについて記載。（P35） |
| 3　市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 | 3　都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備 | ◎介護保険事業（支援）計画作成委員会の構成員の例示として、住宅関係者を追加。(P38、82)<br>●複数の市町村が市町村介護保険事業計画の共同作成に取り組む場合に、都道府県が支援を行うことの必要性について記載。(P82) |
| 4　都道府県との連携 | 4　市町村への支援等 | ◎都道府県と市町村との連携等が重要な事項の具体例（※）について記載。(P38、84)<br>※都道府県と市町村の連携等が重要な事項（例）<br>・中山間・人口減少地域において人材確保やＩＣＴ機器の活用等の生産性向上に係る支援を行うことや、それでもなおやむを得ない場合に新たな特例介護サービスや対象地域の検討。<br>・介護サービスの見込み量を適切に定めるために有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数や入居者の状況等の把握に関する連携。<br>・有料老人ホーム内等で提供される居宅サービスに対するケアプラン点検や指導監督の趣旨や観点（本人の自立支援や重度化防止等に資すること等）。<br>●老人福祉圏域ごとの広域的調整を進めるため、意見交換の場を設ける等により、都道府県と市町村が緊密な連携を図ることの重要性について記載。(P84) |
| 5　第10期の目標 | 5　第10期の目標 | ◎中長期的な推計（県は県全域及び老人福祉圏域別に作成）を踏まえて第10期の保険料や具体的な施策を定めることについて記載。(P40、86) |

# 基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画②）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

| 項目①（第二 市町村計画） | 項目②（第三 都道府県計画） | 見直しの方針案 |
|---|---|---|
| 6　目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 | 6　目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 | ●点検ツールを活用した市町村が施策・事業の振り返りを行うための支援等について記載。(P87) |
| 7　他の計画との関係 | 7　市町村介護保険事業計画及び他の計画との関係 | |
| | （一）市町村介護保険事業計画との整合性の確保 | ●基本的記載事項から移行。(P88) |
| （一）市町村老人福祉計画との一体性 | （二）都道府県老人福祉計画との一体性 | ― |
| （二）市町村計画との整合性 | （三）都道府県計画との整合性 | ― |
| | （四）地域医療構想及び医療計画との整合性 | ●介護保険事業（支援）計画の作成過程における都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者で議論すべき内容や時期等に関する基本的な考え方について記載。(P89) |
| （三）市町村地域福祉計画等との調和 | （五）都道府県地域福祉支援計画との調和 | ○重層的支援体制整備事業に加えて、小規模市町村における新たな事業について記載。(P43) |
| （四）市町村高齢者居住安定確保計画との調和 | （六）都道府県高齢者居住安定確保計画との調和 | ― |
| （五）認知症施策推進基本計画を踏まえた取組 | （七）認知症施策推進基本計画を踏まえた取組 | ◎認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画の策定に伴う記載内容の見直し。(P45、92) |
| （六）その他法律の規定による計画等との調和 | （八）その他法律の規定による計画等との調和 | ◎調和を保つものとする計画を列挙する形で整理。(P47、93) |
| 8　その他 | 8　その他 | ― |
| **二　市町村介護保険事業計画の基本的記載事項** | **二　都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項** | |
| 1　日常生活圏域 | 1　老人福祉圏域 | ◎圏域設定の考え方等に関する項目を統合・整理。(P47、94) |
| 2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計 | 2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計 | ◎2040年度を含む中長期的な推計を行うこと、各年度や中長期的な推計にあたっては、高齢者向け住まいの整備状況や医療との連携の状況を勘案することについて記載。(P48、94)<br>○地域密着型サービスについて、地域住民や医療機関等への周知及び整備の推進、隣接市町村間の連携によるサービス活用推進の必要性について記載。（P48） |

# 基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画③）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

| 項目①（第二 市町村計画） | 項目②（第三 都道府県計画） | 見直しの方針案 |
|---|---|---|
| 3　各年度における地域支援事業の量の見込み及び2040年度を含む中長期的な推計 | | ○2040年度を含む中長期的な推計を行うこと、各年度や中長期的な推計にあたっては、高齢者向け住まいの整備状況や医療との連携の状況を勘案することについて記載。(P51)<br>○総合事業に係る継続利用要介護者の利用可能なサービスについて記載。(P51)<br>○通いの場の参加率の目標値を2040年までに更新。(P52)。<br>○介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点の整備・運営の重要性について記載。(P52)<br>○介護予防ケアマネジメントについて居宅介護支援事業所による直接実施が可能となることについて記載。(P53) |
| 4　2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項 | 3　2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項 | ◎2040年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項（中山間・人口減少地域対応、医療・介護連携、高齢者向け住まい、人材確保・生産性向上・経営改善支援等）について記載。(P53、96) |
| 5　被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定 | 4　市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定 | ●都道府県が伴走的な支援や生活支援体制整備に係るプラットフォームの構築といった多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を行うことの重要性等について記載。(P99)<br>○頼れる身寄りのない高齢者等への支援について、地域包括支援センター等の業務負担軽減等に留意しつつ、地域全体の課題として連携・議論を行い、連携先の整理や社会資源の検討を行いながら、改めて市町村における相談支援体制の整備を行うことが重要である旨記載。（P55）<br>○総合事業に係る継続利用要介護者の利用可能なサービスについて記載。(P56) |
| | 5　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等及び目標設定 | ●介護人材確保、生産性向上等による職場環境改善、経営改善支援等について、プラットフォームの構築・活用や目標設定など、具体的な記載事項や取組（人材推計の実施、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、経営改善支援、介護職の魅力向上、ハラスメントへの対応、外国人材の受入環境整備等）について記載。(P101)<br>●生産性向上、経営改善支援等については、協議会の活用や目標設定など、具体的な記載事項や取組（介護事業者からの相談対応や伴走支援、経営の協働化による経営基盤の強化等）について記載。(P102)<br>●訪問看護に関する総合的な支援について記載。(P106)<br>●「電子申請・届出システム」の利用推進による介護分野の文書負担軽減の重要性について記載（P106） |

# 基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画④）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

| 項目①（第二 市町村計画） | 項目②（第三 都道府県計画） | 見直しの方針案 |
|---|---|---|
| **三　市町村介護保険事業計画の任意記載事項** | **三　都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項** | |
| 1　地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項 | 1　地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援に関する事項 | |
| （一）在宅医療・介護連携の推進 | （一）在宅医療・介護連携の推進 | ◎既存会議体等を活用した高齢者施設と協力医療機関のマッチング支援について記載。(P58、107) |
| （二）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 | （二）高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 | ◎一体的実施の取組に関し、質の向上及び量の拡充を図るフェーズに移行していることについて記載。(P59、107) |
| （三）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 | （三）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 | ◎互助の推進について追記し、多様な主体の例示について記載。(P59、107)<br>○多様な活動や事業を含めた地域の支え合い体制の状況把握の重要性について記載。(P60)<br>●都道府県が伴走的な支援や生活支援体制整備に係るプラットフォームの構築といった多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援を行うことの重要性等について記載。(P108) |
| （四）地域ケア会議の推進 | （四）地域ケア会議の推進 | ◎頼れる身寄りがいない高齢者等への支援について、市町村が主体となって関係者を含めて地域全体で対応を協議し、必要に応じて社会資源の創出を図るなど、利用者への切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進、都道府県による支援について記載。(P60、108)<br>○地域包括支援センターが実施する包括的支援事業（総合相談支援事業、包括的・継続的ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ支援事業）において、頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応等を行うことを明確化すること、地域の関係者との協働や多機関連携を更に推進していくことについて記載。(P61) |
| | （五）介護予防の推進 | ― |
| （五）高齢者の居住安定に係る施策との連携 | （六）高齢者の居住安定に係る施策との連携 | ◎改正住宅セーフティネット法を踏まえた住宅部局と福祉部局との連携の重要性について記載。(P62、109) |
| 2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 | | ○特に中山間・人口減少地域において、真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等について記載。(P62)<br>○新たな特例介護サービスについて関係者の意見を聞くことの重要性について記載。(P63) |
| 3　各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 | | ○総合事業の実施状況の評価の際、各サービス・活動の質の向上のために、利用者の要介護度や利用者への効果に着目して分析・評価を行うことの重要性について記載。(P65) |

# 基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画⑤）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

| 項目①（第二 市町村計画） | 項目②（第三 都道府県計画） | 見直しの方針案 |
|---|---|---|
| | 2　介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項 | ●中山間・人口減少地域において、真にやむを得ない場合における高齢者事業の廃止・転用等について記載。(P110) |
| 4　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進、経営改善支援等 | | ○介護人材確保や生産性向上等による職場環境改善に加えて、経営改善支援について記載。(P65)<br>○介護人材確保について、プラットフォームの構築・活用を中心に、具体的な記載事項や取組（多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、経営改善支援、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備等）について記載。(P65)<br>○生産性向上、経営改善支援等に関し、協議会を活用した取組の推進など、具体的な記載事項や取組について記載。(P67)<br>○「電子申請・届出システム」の利用推進による介護分野の文書負担軽減の重要性について記載。(P70) |
| 5　介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 | 3　介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項 | |
| （一）介護給付等対象サービス | | ― |
| （二）総合事業 | | ○総合事業に係る継続利用要介護者が利用可能なサービスについて記載。(P71) |
| （三）地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化 | | ○地域包括支援センターの体制整備に向けた取組として、居宅介護支援事業所による介護予防ケアマネジメントの直接実施等について記載。(P72)<br>○地域包括支援センターの事業評価指標も活用しながら機能強化を図る重要性について記載。(P72)<br>○地域包括支援センターの業務継続に向けた計画等の策定・見直しについて記載。(P73) |
| （四）介護に取り組む家族等への支援の充実 | | ○家族介護者支援の充実に向けて、家族介護支援事業をはじめとした各種事業の効果的な活用や、実態・ニーズの適切な把握の重要性について記載。(P74) |
| （五）高齢者虐待防止対策の推進 | | ◎養護者に該当しない者による虐待防止にあたり、地域支援事業や包括的相談支援・アウトリーチ等を通じた継続的支援の枠組みの活用について記載。(P74、114) |
| （六）介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進 | | ◎国が構築するシステムを活用した事故情報の傾向把握、都道府県による市町村への相談対応・助言等の重要性について記載。(P74、114) |

# 基本指針の記載事項について（第二 市町村計画、第三 都道府県計画⑥）

（見直し後の構成に基づき整理）

（脚注）◎：都道府県計画・市町村計画共通、○：市町村計画、●：都道府県計画

| 項目①（第二 市町村計画） | 項目②（第三 都道府県計画） | 見直しの方針案 |
|---|---|---|
| 6　認知症施策の推進 | 4　認知症施策の推進 | ◎認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画の策定に伴う記載内容の見直し。(P75、114) |
| 7　特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の入居状況 | 5　特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数及び要介護者等の入居状況 | ◎改正老人福祉法施行後においては、登録制の対象となるホーム等について、入居定員総数を記載することの追記。（P77、117）<br>◎将来に必要な介護保険施設や特定施設入居者生活介護等の介護サービス基盤の整備に当たり、特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム等における要介護者等の状況を踏まえることについて記載。(P77、117)<br>（注）次頁の八も確認すべき指標・状況として考えられる。 |
| 8　地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 | 6　介護サービス情報の公表に関する事項 | ― |
| | 7　介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 | ― |
| 9　市町村独自事業に関する事項 | | ― |
| 10　災害に対する備えの検討 | 8　災害に対する備えの検討 | ◎災害発生時に様々な応急対策活動の拠点として機能することが見込まれる介護施設等について、平時から状況把握に努めるとともに、緊密に連携することの重要性について記載。(P79、119)<br>◎介護施設等における防災・減災対策の一層の推進について記載。(P79、119)<br>◎市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすこと、都道府県による平時からの支援やネットワークづくりの重要性について記載。(P79、119) |
| 11　感染症に対する備えの検討 | 9　感染症に対する備えの検討 | ◎市町村による支援・連携のもと地域包括支援センターとしての業務継続に向けた計画等を策定し、平時からの業務整理、地域における関係構築、訓練の実施等に活かすこと、都道府県による平時からの支援やネットワークづくりの重要性について記載。(P80、120) |

# 介護保険事業（支援）計画の策定に当たって確認すべき指標・状況

○　第10期計画においても、サービス見込量の算定や2040年に向けた中長期的な推計の実施、保険料の算定が必要となる（第９期と同様）。
○　現行の基本指針では、計画の策定に当たって確認すべき指標は掲げていないが、都道府県、市町村及び地域の関係者が共通の課題認識を持つことに資するよう、基本指針に新たな別表を設け、確認すべき指標・状況を一覧として示すこととしてはどうか。

※第134回社会保障審議会介護保険部会（前回）資料からの変更箇所は青字

（下線は、見える化システムの改修等により、令和８年度以降、自治体において新たに把握が可能となる指標）

| 事項 | 確認すべき指標・状況 | 内容 | （参考）把握方法<br>※指針には記載しない |
|---|---|---|---|
| 一　地勢と交通 | 地域特性、交通機関の状況、地理的状況、生活圏　等 | 特に訪問･通所困難地域がある場合は、当該地域へのアクセスや社会資源の状況等を確認すること。 | 各自治体で独自に把握 |
| 二　人口構造 | 年齢三区分人口､高齢化率､世帯数（単身高齢･高齢夫婦のみ）　等 | 中長期の需要の傾向を把握するため、過年度及び中長期の推移等を確認すること。 | 見える化システム<br>（新）人口メッシュ |
| 三　人口動態 | 出生数、死亡数、健康寿命　等 | 認定率の推計や医療介護連携に資するため、死亡場所別の死亡数等について、過年度の推移等を確認すること。 | 見える化システム、人口動態統計 |
| 四　認定者数の状況 | 要介護認定者数、要介護認定率　等 | サービス見込量の推計等に資するため、要介護度別の要介護認定者数、年齢調整後の要介護認定率等について、過年度の推移及び計画と実績の乖離等を確認すること。 | 見える化システム |
| 五　介護サービス等の利用状況 | 受給者数､受給率､自市町村内の事業所によるサービス提供割合､１人あたり費用額・算定回数、介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR（standardized claim-data ratio、性・年齢調整済みレセプト出現比））等 | 介護サービスの利用状況や傾向等の把握に資するため、サービス別の受給率、１人あたり費用額、介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR）等について、過年度の推移や直近の状況等を確認すること。 | 見える化システム<br>（新）自市町村内の事業所によるサービス提供割合<br>介護ｻｰﾋﾞｽの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR） |
| 六　介護サービス見込量（計推） | 介護サービス見込量、地域支援事業見込量、家族の就業の状況・意向　等 | PDCAサイクルに沿った計画作成に資するため、サービス別の見込量について、家族等の就労継続や負担軽減の必要性等も踏まえ、過年度の推移及び計画と実績の乖離等を確認すること。 | 見える化システム、在宅介護実態調査 |
| 七　介護保険施設・事業所の状況 | 介護保険施設･事業所数､利用者数､入所率、稼働率、従事者数　等 | サービス提供体制の現状や過不足を把握するため、１人あたり施設・事業所数や事業所別の入所率等を確認すること。 | 見える化システム<br>（新）入所率､職員数推移 |
| 八　高齢者向け住まいの状況 | 有料老人ホーム等の施設数・戸数、入居者数、定員、要介護者等である入居者の状況　等 | サービス見込量の推計等に資するため、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの設置状況及び入居者の状況（65歳以上高齢者数、認定者数、介護サービス受給者数等）を確認すること。 | 適正化システムの改修（新）<br>（新）高齢者向け住まいに入居する被保険者の要介護度等、介護サービス利用状況 |
| 九　地域支援事業（日常生活支援・総合事業等）の状況 | 多様なサービス・活動の数・参加者数、通いの場の数･参加者数､地域包括支援センターにおける相談体制の状況、インセンティブ交付金における評価等 | 多様なサービス・活動の数や参加者数、通いの場の数や参加者数、地域包括支援センターにおける相談等の件数や居宅介護支援事業所との連携状況、インセンティブ交付金における評価等について、過年度及び直近の状況を確認すること。 | 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査(多様なｻｰﾋﾞｽ・活動、通いの場等)、地域包括支援ｾﾝﾀｰ運営状況調査 |
| 十　医療介護連携の状況 | 医療介護連携に関する加算の算定状況　等 | 医療介護連携の取組状況を把握するため、管内事業所の医療介護連携に関する各種加算の算定実績について、過年度及び直近の状況等を確認すること。 | 見える化システム<br>（新）レーダーチャート |
| 十一　認知症の人の数及び関連施策の状況 | 自治体内の認知症の人の数や推計値、認知症疾患医療センター、認知症サポート医等の機能や利用者数、ピアサポート活動や就労等の社会参加の機会、場の数・利用者数　等 | 地域における認知症の人の数や推計値を算出し、その上で認知症疾患医療センターは始めとする地域の医療資源の機能や利用者等を確認すること。また、認知症カフェや本人ﾐｰﾃｨﾝｸﾞ、ピアサポート活動、就労といった社会参加の機会、場について、地域においてどのようなものがあるか、どれくらい活用されているかを確認する。 | 各自治体で把握（疾患医療センター、サポート医等の地域の医療資源、及び認知症カフェ等の社会参加の機会や場） |